

公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（以下「本センター」という。）が受領する寄附金等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義 等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 本センターの会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (2) 特定寄附金 本センターの会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (3) 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 賛助会員から収納する会費については、別に定める賛助会員に関する規則の定めによる。

(一般寄附金の募集)

第3条 本センターは、常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めてなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項に関わらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本センターの公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及び受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

第7条 本センターは、個人又は団体より寄附金を受領することができる。

2 理事長は、寄附金を受領したときは、その経緯を理事会に報告しなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれのある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、本センターが著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本センターの業務の遂行上支障があると認められるもの及び本センターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(寄附金の取扱い)

第8条 寄附金は、寄附金合計額の50%以上を公益目的事業に使用しなければならない。ただし、寄附者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めた場合など、寄附金の使途について条件を付したときは、それによる。

(情報公開)

第9条 本センターの受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所に備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、関係法令及び寄附者の意思に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

本規定の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。